

令和7年度

任期付短時間勤務職員採用選考

【一般行政職（建築又は土木）】

募 集 案 内

白 井 市

任期付短時間勤務職員採用選考（一般行政職【建築又は土木】）

1. 採用の目的

白井市では、建築宅地課で建築基準法に基づく許認可及び審査、検査等の業務や宅地開発における許認可等事務処理を担当する職員を白井市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び同規則の規定に基づき、任期を定め、かつ、短時間勤務（週31時間勤務）の建築技師又は土木技師を採用します。

2. 採用予定人数、職種及び任期等

採用予定人数	1名
職 種	一般行政職（建築又は土木）
任 期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※任期を更新する場合があります。
勤 務 日	4日／週（月曜日～金曜日）
勤務時間	31時間／週
勤務場所	建築宅地課（市役所東庁舎2階）

3. 応募資格

（1）又は（2）のいずれかに該当する方

（1）建築

建築基準適合判定資格者又は、建築物の設計・積算・施工管理、建築指導等の職務経験が直近10年で5年以上ある人。

（2）土木

開発許可等の宅地指導業務に従事した経験があり、土木工事の設計・積算・施工管理、都市計画、宅地指導等の職務経験が直近10年で5年以上ある人。

・次のいずれかに該当する者は、応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 当該公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した

政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

- (1) 「任期付短時間勤務職員採用選考応募書（一般行政職【建築又は土木】）」に必要事項を記入し、各種資格証（写し）を添付のうえ、郵送又は直接、白井市総務部人事課まで提出してください。

「任期付短時間勤務職員採用選考応募書（一般行政職【建築又は土木】）」は、白井市役所総務部人事課で交付又は郵便でも請求できます。

（郵送を希望する場合は、封筒の表に「任期付短時間勤務職員採用選考応募書請求」と朱書きのうえ、110円切手を貼付した返信用封筒に宛名を明記し同封して請求してください。）

また、市ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 身体障害者の方は、申込時に身体障害者手帳を持参又は写しを郵送してください。

5. 受付期間

令和7年12月22日（月）まで（必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日・日曜日及び祝日は閉庁のため、受付は行いません。）

※募集人数に達しない場合は採用となるまで随時受付します。

6. 選考の日時及び場所

区 分	日 時	集 合 場 所
第2次選考	令和8年1月初旬～中旬 ※詳細は個別に通知します。	白井市役所3階人事課 （42番窓口）

※応募状況により日時等が変更される場合があります。

7. 選考の方法及び内容

- (1) 第1次選考（書類選考）

「応募書」により、職務経験、志望理由などで評価します。

- (2) 第2次選考（事務能力検査）

事務能力を測る検査を実施します。

- (3) 第3次選考（面接選考）

これまでの勤務経験及び職務遂行能力並びに積極性、責任感など社会人

としての基礎的能力や人柄等について評価します。

8. 職位及び給与＜参考＞

(1) 職 位 主査補（4級職）

(2) 給 与

① 初任給

単位:円

職 給	給料表号給	給料月額	地域手当	合 計
上級職	行政職(一) 4級8号給	246,320	14,779	261,099

(令和7年12月現在)

② 諸手当

通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を給与条例に基づいて支給します。

9. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

※1日の勤務時間を超える勤務（時間外勤務）をお願いする場合があります。時間外勤務を行った場合は、別途「時間外勤務手当」が支給されます。

(2) 有給休暇

① 年次休暇 年度16日以内

② 特別休暇 忌引、介護休暇等が整備されています。

10. その他

採用に係る不明な点等については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

白井市役所 総務部 人事課 人事研修係

電話：047-492-1111（代）

北総線 白井駅下車 徒歩10分